# ACSES ニュースレター 2204号 (2021年11月1日)

発行: NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(24 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇その他の事故、事件
- ・消費生活用製品の重大製品事故:ガスこんろ(LP ガス用)で火災等<消費者庁>
- ・令和2年(1~12月)における火災の状況(確定値)〈総務省消防庁〉
- ・令和3年(5月から9月)の熱中症による救急搬送状況(総務省消防庁)
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・11 月は製品安全総点検月間です〈経済産業省〉
- ・日本製鉄がトヨタに科学的調査促す 電磁鋼板の特許めぐり「立証」を〈新聞報道〉
- ・日大への助成金交付を保留 私学事業団、背任事件で〈Web報道〉
- □大災害、原発事故対策

#### [福島原発事故]

- ・食品中の放射性物質の検査結果について(1259報)〈厚生労働省〉
- ・福島第1原発、凍土壁で温度上昇 東電「遮水機能は維持」<Web報道>/福島第一「凍土壁」の温度上昇、一時 は10度に…地下配管からの水漏れ原因が〈新聞報道〉
- [2] 「特集」新型コロナウイルス感染症

#### [状況]

◇省庁発表

◇マスコミ報道 見出し

◇マスコミ報道 見出し

「対策・予防」

◇省庁発表

◇ワクチン、検査薬、治療薬等



白蝶草(ハクチョウソウ、ガウラ)

- [3] 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件等の一部を改正する 件(厚生労働省告示第382号)〈官報〉
- [4] (お知らせ) 労働安全衛生法に基づいて公表された新規化学物質の名称の誤りについて〈厚生労働省〉
- [5] 食品安全衛生関係
- ◇輸入食品に対する検査命令の実施〈厚生労働省〉
- ◇組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第381号) 〈官報〉
- ◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
- [6] 環境安全関係
- ◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令(経済産業省令第78号)〈官 報>
- [7] 調査、公募、意見募集等

「公募結果、意見募集結果」 1件 「調査結果」 1件 「統計資料] 2件

- [8] その他省庁発表 10件
- [9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

「開催案内〕 5件 [開催記録、報告、資料等] 3件

[10] 海外の化学物質管理情報

○国際: 4件 ○欧州: 9件 ○米国: 10件 ○オーストエアリア: 6件 ○フィリピン: 1件 [14] その他

◇インフルエンザ、感染症関係 ◇薬物関係 ◇新化学物質、化学物質新利用技術等 ◇その他 [付録]

- ◇中古家電やガス器具、事故多発 背景にフリマアプリ普及か≺Web 報道〉/中古品の見えない危険に注意 〜製品の情報をしっかり確認〜〈製品評価技術基盤機構〉
- ◇きちんと登録、しっかり点検 ~長期使用製品安全点検制度~〈製品評価技術基盤機構〉

## [1] 化学物質関係事故、事件関係

## ◇その他の事故、事件

- ・消費生活用製品の重大製品事故:ガスこんろ(LP ガス用)で火災等
- <消費者庁 2021年10月29日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/026450/ https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\_safety\_cms202\_211029\_01.pdf
- 1. ガス機器・石油機器に関する事故:2件
  - (うちガスこんろ(LPガス用) 1件、ガス栓(LPガス用) 1件)
- 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故:6件 (うち照明器具2件、蛍光ランプ1件、電気衣類乾燥機1件、電気ストーブ1件、 ポータブルDVDプレーヤー1件)
- 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故:11 件 (うちリチウム電池内蔵充電器2件、液晶テレビ1件、空気清浄機1件、サンダル1件、 携帯電話機(スマートフォン)1件、ノートパソコン1件、電気掃除機(充電式、スティック型)1件、電動アシスト自転車2件、ウォーターサーバー1件)
- ・令和2年(1~12月)における火災の状況(確定値)

<総務省消防庁 2021 年 10 月 29 日>

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/211029\_boujyo\_1.pdf

令和2年中の火災の状況について、1月から12月までの確定値をとりまとめましたので、その概要を公表します。

前年と比較すると、総出火件数、火災による死者数ともに減少しており、直近10年で比較しても最小となっているものの、住宅火災による死者※数、65歳以上の高齢者の占める割合は、ほぼ横ばいとなっています。

## ※放火自殺者等を除く

① 総出火件数は 34,691 件、前年より 2,992 件の減少

総出火件数は、34,691 件で、前年より 2,992 件減少(-7.9%)しています。火災種別でみますと、建物火災が 1,638 件減少、林野火災が 152 件減少、車両火災が 119 件減少、船舶火災が 9 件増加、航空機火災が 1 件減少、その他火災が 1,091 件減少しています。

② 総死者数は 1,326 人、前年より 160 人の減少

火災による総死者数は、1,326 人で、前年より 160 人減少(-10.8%)しています。負傷者数は、5,583 人で、前年より 282 人減少(-4.8%)しています。

③ 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は899人、前年より増減なし

住宅火災による総死者(放火自殺者等を除く。)数は899人で、前年からの増減はありません。このうち65歳

## ACSES =ュースレター\_ 2 2 0 4\_20211101

以上の高齢者は 645 人で、前年より 17 人減少(-2.6%)し、住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。) 数の 71.7%を占めています。

④ 出火原因の第 1 位は「たばこ」、第 2 位は「たき火」です。

総出火件数の 34,691 件を出火原因別にみると、「たばこ」3,104 件(8.9%)、「たき火」2,824 件(8.1%)、「こんろ」2,792 件(8.0%)、「放火」2,497 件(7.2%)、「火入れ」1,684件(4.9%)の順となっています。また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると 4,052件(11.7%)となっています。

詳細は消防庁ホームページをご覧ください。 (https://www.fdma.go.jp/pressrelease/statistics/)

\_\_\_\_\_

- ・令和3年(5月から9月)の熱中症による救急搬送状況
- <総務省消防庁 2021 年 10 月 29 日>

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/211029\_kyuki\_01.pdf

熱中症による救急搬送人員について、令和3年5月から9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表 します。

#### 概要

- 令和3年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人員の累計は 47,877人でした。このうち6月から9月の救急搬送人員は 46,251 人で、これは昨年度調査(6月~9月)の救急搬送人員 64,869 人と比べると 18,618 人少なくなっています。
- 全国の熱中症による救急搬送状況の年齢区分別、初診時における傷病程度別等の内訳は次のとおりです。
- ▶ 救急搬送人員の年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっています。
- ➤ 搬送された医療機関での初診時における傷病程度別にみると、軽症が最も多く、次いで中等症、重症の順となっています。
- ➤ 発生場所別の救急搬送人員をみると、住居が最も多く、次いで道路、仕事場①、公衆(屋外)の順となっています。
- ➤ 都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員は、鹿児島県が最も多く、次いで鳥取県、高知県、熊本県、宮崎県の順となっています。

\_\_\_\_\_

## ◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・11 月は製品安全総点検月間です

<経済産業省 2021 年 10 月 29 日>

https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211029001/20211029001.html?from=mj

経済産業省は、11月を「製品安全総点検月間」とし、製品を安全に使用いただくため、安全点検の呼びかけを実施します。

#### 概要

毎年約1000件程度の重大製品事故が発生していますが、そのうちの約3割は消費者の皆様の誤使用や不注意等製品に起因しない事故です。これらの事故は日頃の掃除や点検、使用方法の再確認などを実施することで防ぐことができます。また、リコール製品の使用を中止することで製品事故を避けることができます。

年末の大掃除の時期を控え、改めて製品の点検を広く呼びかけ、製品事故の防止を目指すこととしております。 今年度は、NITE(ナイト:独立行政法人製品評価技術基盤機構)による製品安全業務報告会を開催するほか、全 国の各経済産業局におけるパネル展示等、製品安全に関する様々なイベント等を実施して周知を行います。

加えて、地方自治体、PSアワード受賞企業等とも連携し、リコールの周知や製品の正しい使用に関する注意事項の周知を実施するなど、消費者に対する情報発信を強化し、全国レベルで製品事故防止に向けた注意喚起を行います。

さらに、新たな取組として子供から大人まで、楽しく製品安全を学ぼう!をテーマに新たな注意喚起を実施しています。

1. 経済産業省における取組 ―以下 省略―

・日本製鉄がトヨタに科学的調査促す 電磁鋼板の特許めぐり「立証」を

<朝日新聞 2021 年 10 月 29 日>

日本製鉄が特許を侵害されたとしてトヨタ自動車と中国の宝山鋼鉄を提訴した問題で、日鉄の橋本英二社長は28日、「科学的な調査」をすべきだと主張した。特許侵害を否定するトヨタ側に立証を促すものだ。

橋本氏は日本鉄鋼連盟の会長として、この日会見した。今月 14 日の提訴後、日鉄幹部がこの問題に言及するのは初めて。

橋本氏はトヨタを提訴したことについて「『狙い撃ち』というのは全くの誤解。特許違反を明確にせざるを得なかった」と述べた。トヨタが特許侵害を認めない場合は「和解にはならない」とした。

問題となっているのは、電動車の駆動用モーターに欠かせない「無方向性電磁鋼板」という鋼材だ。モーターのエネルギー損失を減らす特質がある。製造するには高度な技術が必要だ。日鉄は宝山がトヨタに納入した電磁鋼板が特許を侵害したとして、両社にそれぞれ約200億円の損害賠償を求める裁判を東京地裁に起こした。

トヨタは、宝山から特許の侵害はないという説明があったとしている。橋本氏は「宝山から聞いているだけでは説明にならない」とし、トヨタが自社で特許侵害の有無を調べるべきだと主張した。

・日大への助成金交付を保留 私学事業団、背任事件で

<共同通信 2021年10月27日> https://nordot.app/826037103201255424?c=39546741839462401

日本私立学校振興・共済事業団は27日、元理事が背任容疑で再逮捕された日本大学に対する2021年度の私学助成金交付を保留すると決めた。学校経営に関して役職員が逮捕・起訴された場合などは減額や不交付にするとの規定があるため、状況を確認した上で年明けに再協議し、減額の必要性を判断する見通し。

事業団によると、助成金は毎年度2回に分けて半分ずつ交付しており、年末に1回目の交付を予定。各私立大への助成額を決める運営審議会が27日に開かれ、日大については捜査状況や大学側の対応を詳しく確認することとした。日大には昨年度、全国で2番目に多い約90億円が交付された。

## □大災害、原発事故対策

#### 「福島原発事故」

- ・食品中の放射性物質の検査結果について(1259報)(東京電力福島原子力発電所事故関連)
- <厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21603.html
- 1 自治体の検査結果

岩手県、宮城県、群馬県、千葉県、東京都、文京区、横浜市、川崎市、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、 京都市、大阪府、大阪市、徳島県、香川県

※ 基準値超過 2件

No. 292 宮城県産 マツタケ (Cs: 160 Bq/kg) No. 477 宮城県産 ニホンジカ肉 (Cs: 140 Bq/kg)

- 2 緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
  - ※ 基準値超過 3件

No. 10 福島県産 あんぽ柿 (Cs:200 Bq/kg)
No. 34 福島県産 干し柿 (Cs:210 Bq/kg)
No. 41 福島県産 干し柿 (Cs:180 Bq/kg)

- 3 国立医薬品食品衛生研究所における検査
  - ※ 基準値超過 1件

No. 13 長野県産 ショウゲンジ (Cs: 920 Bq/kg)

<共同通信 2021 年 10 月 28 日 > https://nordot.app/826432842712891392?c=39546741839462401 東京電力は 28 日、福島第 1 原発の建屋周辺の地盤を凍結させ、汚染水増加の原因となる地下水流入を抑える「凍

<sup>・</sup>福島第1原発、凍土壁で温度上昇 東電「遮水機能は維持」

土遮水壁」の一部で温度が上昇し、氷の壁が解けている可能性があると発表した。「壁の内外で地下水の水位差は保たれており、遮水機能は維持されている」としている。2017年の凍土壁の全面運用開始以降、温度の上昇は初めてという。

上昇は8月下旬から始まっていたが公表していなかった。今月に入り、地中の温度が0度を超え続けているため公表したと説明している。温度が上昇したのは4号機南西側で、凍土壁と排水路が地中で交差する地点。

- ・福島第一「凍土壁」の温度上昇、一時は10度に…地下配管からの水漏れ原因か

凍土壁は $1\sim4$  号機の周囲約 $1\cdot5$  キロ・メートルの地中を凍らせ、地下水の原子炉建屋流入を防いでいる。発表によると、このうち4号機近くの凍土壁の一部 (深さ $1\sim4$  メートル) で温度が8 月 2 7日から上昇し始め、9 月中旬には0 度を超えた。一時は約1 0 度まで達した。

凍土壁の一部が解けた可能性があるが、周辺の地下水の水位に変化がなく、東電は「遮水機能は維持できている」としている。雨水などを流す地下の配管から水が漏れ、周囲の温度を上げている可能性があるとみて調べている。

#### [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

## [状況]

## ◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧(事務連絡等)(新型コロナウイルス感染症)2021年を更新しました <厚生労働省 2021年10月29日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00214.html

- ・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
- <厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage 00016.html
- ・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2021年10月30日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21987.html
- ・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21977.html
- ・新型コロナウイルス感染症(変異株)の患者等の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21977.html
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和3年10月30日版)
- <厚生労働省 2021 年 10 月 30 日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21986.html

## ◇マスコミ報道 見出し

- ・2回接種済み20~50代感染者の死亡ゼロ…大阪府まとめ
- <読売新聞 2021年10月29日> https://www.yomiuri.co.jp/national/20211029-0YT1T50058/
- ・拒食症の未成年1.6倍 コロナのストレスで増加か
- <共同通信 2021 年 10 月 28 日> https://nordot.app/826201564898099200?c=39546741839462401
- ・新型コロナまん延で責めを負うべき生物種とは?

次のパンデミックはすぐそこに

- <共同通信 2021 年 10 月 29 日> https://nordot.app/824572058365935616
- ・肉食の増加と地球温暖化がもたらす感染症の脅威

次のパンデミックはすぐそこに

<共同通信 2021年10月28日> https://nordot.app/824558452128153600

\_\_\_\_\_

## [対策・予防]

## ◇省庁発表

- ・令和3年度新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査ご協力のお願い
- <厚生労働省 2021年10月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=I9j3aucnEqX0-4ixY
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) ページを更新しました
- <厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\_00138.html
- ・都道府県の医療提供体制等の状況(医療提供体制等の負荷・感染の状況)についてを更新しました。
- <厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\_00035.html
- ・新型コロナウイルス感染症の病床・宿泊療養施設確保計画について更新しました
- <厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\_00056.html
- <厚生労働省 2021年10月29日>
- ・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター/診療・検査医療機関等の情報を更新しました
- <厚生労働省 2021年10月29日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html

- 「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
- <厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\_00023.html
- ・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
- <厚生労働省 2021年10月29日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\_notifications.html

・自治体・医療機関向けの情報一覧(事務連絡等)(新型コロナウイルス感染症)2021年を更新しました <厚生労働省 2021年10月29日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00214.html

\_\_\_\_\_

## ◇ワクチン、検査薬、治療薬等

- ・外国語の新型コロナワクチンの予診票等のご案内を掲載しています
- <厚生労働省 2021年10月29日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\_tagengo.html

- ・職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について
- <厚生労働省 2021年10月29日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00296.html

- ・ワクチン接種証明書の「写し」の提出についてを更新しました。
- <厚生労働省 2021年10月29日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00307.html

- ・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
- <厚生労働省 2021年10月29日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid19-jihikensa\_00001.html

## ・「陰性」でも"誤判定"に注意 薬局で販売が始まったコロナ抗原検査キット、未承認の製品で苦情多数

<AERAdot. 2021年10月29日> https://dot.asahi.com/dot/2021102800067.html

新型コロナウイルスの感染を手軽にセルフチェックできる「医療用の抗原検査キット」。厚生労働省は9月末に特例的に薬局での販売を解禁した。ただし、PCR 検査と比べると精度が劣り、無症状者の利用には向かないため、陰性の確定診断には推奨されていない。しかも一部のドラッグストアやネット通販では未承認のキットが出回っており、選び方にも注意が必要だと専門家は指摘する。体調の自己管理に抗原検査キットを利用するには、どんな点に気をつけたらいいのだろうか。

#### \* \* \*

季節の変わり目で急に寒くなった 10 月下旬。神奈川県在住の 40 代男性は、のどの痛み、鼻水、頭痛の症状が出た。数日前、3 歳の息子が風邪をひいていたので、子どもからもらったのかもしれない。だが「もしコロナだったらどうしよう」と不安がよぎった。

このタイミングで、小学生の長女が学校で配られた抗原検査キットを持ち帰ってきた。神奈川県は、子どもがいる家庭を対象に風邪症状がみられた場合に自ら検査ができるよう、キットを配布している。男性はさっそく試してみた。鼻に専用の綿棒を入れ、湿った綿棒をチューブ状の検体処理液に。チューブからキットに液体をたらし、待つこと 30 分。

「妻は医療従事者だし、もし感染していたら同居している家族への影響も大きい。結果を待つ時間が長く感じられました」(男性)

結果、陰性を示すマークが浮かび上がった。家族一同、ほっと胸をなでおろしたという。

「乳幼児はしょっちゅう風邪をひくので、それが大人にうつって風邪の症状が出るというのはどの家庭でもよく あると思います。コロナかどうか一応確かめておきたい、というときに、抗原検査キットの結果は安心材料にな ると思いました」(同)

医療機関での検査を担う「臨床検査技師」が所属する日本臨床衛生検査技師会の横地常広副会長は、感染していても陰性の結果が出る「偽陰性」に注意してほしいと呼びかける。

「簡易的な抗原検査キットでは、感染していても採取したサンプルのウイルス量が一定程度ないと陽性を判定できません。結果が陰性だったとしても『偽陰性』の可能性を常に疑ってほしい。症状があれば、第1選択として医療機関を受診してください。医療機関では、抗原検査キットを使って陰性の結果が出ても、症状がある場合は、より精度の高いPCR検査をして再確認します。それで陽性だったということも少なくありません」

つまり、抗原検査キットで陰性だったとしても過信してはいけない、ということだ。また、症状がない時に使うとウイルス量が少なすぎて判定できないことがあるため「無症状者には向かない検査方法」だという。

「少し体調に異変を感じても医療機関を受診するまでもないという時に、抗原検査キットでセルフチェックをすることで、陽性だったら出勤や通学を止めるというブレーキにはなります。 きちんとしたキットを、使い方や目的を理解して利用すれば、市中感染の拡大を防ぐ一助にはなるかと思います」 (横地副会長)

PCR 検査よりも精度の劣る抗原検査キットだが、より効果的にセルフチェックに活用するためには、1回だけでなく 2、3回連日で検査することを横地副会長はすすめる。

「自分で検体採取をする際、1回だけではうまく取れないことがあります。また1回目は陰性だったとしても、 感染していたら2日目、3日目にウイルス量が増えていき、より陽性を検知しやすくなります」

厚労省が薬局での販売を承認した抗原検査キットは15種類ある(10月11日時点)。購入する際は、薬局で薬剤師から説明を受け、キット使用時の留意点や検査後の対応などを明記した文書に署名が求められる。

購入時に注意したいのは、一部のドラッグストアやネット通販では、厚労省が承認していないキットが売られていることだ。消費者庁によると、国民生活センターなどには、こうした検査キットに関する苦情が多く寄せられているという。

「『研究用』とパッケージに書いてあるキットを使って陰性だったのに、医療機関で調べたら陽性だったという 苦情が、9月末までに80件ほど報告されています」(消費者庁)

「研究用」とは、薬機法の承認を得ていない雑品で、性能が確認されていない。厚労省と消費者庁は、こう注意を呼びかけている。

「未承認かどうかの見分け方として、国で承認した抗原検査キットには『体外診断用医薬品』と記載されています。現状、購入時に薬剤師から使い方の指導も受けてもらうようになっています」 (消費者庁)

政府は、ワクチン接種証明書などを提示することで行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ」の導入を目指している。ワクチン非接種者における陰性証明に、抗原検査キットの結果を活用することも検討されている。

「抗原検査キットという特性を踏まえながら、ウィズコロナの日常に向けてどのような体制を講じていくかを検 討している段階です」 (厚労省)

これからの冬場は、風邪やインフルエンザなど、新型コロナと似た症状に悩む人が増えるだろう。さらには「第

6波」の到来も懸念されている。抗原検査キットを正しく活用したい。

\_\_\_\_

## ◇大学等関係

## ◇マスコミ報道 見出し

・接触確認アプリで改善要求 会計検査院、厚労省に

<共同通信 2021年10月27日> https://nordot.app/826021881174179840?c=39546741839462401

・WHO、コロナ対応で2. 6兆円拠出を G20で格差是正協議

<時事ドットコム 2021年10月29日> https://www.jiji.com/jc/article?k=2021102900173&g=int

# [3] <u>労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件等の一部を改正す</u>る件(厚生労働省告示第 382 号)

「官報」 令和3年10月29日 号外 第246号 269~270頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211029/20211029g00246/20211029g002460269f.html

#### ○厚生労働省告示第 382 号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十七条の四第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件等の一部を次の表のように改正する。

令和3年10月29日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件の一部改正)

第一条 平成二十四年厚生労働省告示第四百七号(労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化 学物質の名称を公表する件)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後				改 正 前		
通し	名称	整理	通し	名称	整理	
番号	24.000	番号	番号	<b>石</b> 柳	番号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
21277	$\alpha$ - ヒドロ - $\omega$ - ヒドロキシポ		21277	α-ヒドロ-ω-3-[2-(2	10-2862	
	<u>リ (オキシ {[3 - ({2 - [(2</u>			- アミノエチルアミノ) エチル		
	- アミノエチル) アミノ]エチル}			アミノ] プロピルポリ [オキシ		
	アミノ) プロピル] (ヒドロキシ)	10-2862		(ジヒドロキシ) シランジイル		
	シランジイル} /オキシ [ヒドロ	10 2002		<u> ノオキシ (ヒドロキシバ3, 3, 4,</u>		
	キシ(3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7,			4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8 -		
	<u>7,8,8,8-トリデカフルオロオ</u>			トリデカフルオロオクチル)シ		
	クチル) シランジイル]) ギ酸塩			ランジイル] =三ギ酸塩		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件の一部改正)

**第二条** 平成二十七年厚生労働省告示第四百八十号(労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規 化学物質の名称を公表する件)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後			改正前		
通し	友 毛	整理	通し	名称	整理	
番号	名称	番号	番号	<b>石</b>	番号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
24575	1 - [2 - (アルカンアミド(C	8-(2)-2604	24575	<u>1 - [2 - (アルカンアミド(C</u>	8-(2)-2604	
	=18)(又はアルケンアミド			=19) (又はアルケンアミド		

	(C=18)))エチル] - 2 - (ア	• -		(C=19))) エチル] - 2 -	
	ルキル(C=17)(又はアルケ	• -		(アルキル(C=17)(又はアル	
	ニル(C=17))) - 1 - メチル	/ -		ケニル (C=17))) -1-メ	
	- 4, 5 - ジヒドロ - 1H - イ	<del>-</del>		チル - 4, 5 - ジヒドロ - 1 H	
	ミダソール・1 - イウム=	: <del>-</del>		<u>- イミダゾール - 1 - イウ</u>	
	メチル=スルフアート			ム=メチル=スルフアート	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件の一部改正)

第三条 平成二十九年厚生労働省告示第二百三十一号(労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

			1	(活形印)力は	VTT-11/2/	
改正後				改 正 前		
通し 番号	名称	整理 番号	通し 番号	名称	整理 番号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
25977	<ol> <li>2, 2' - ジアゼンジイルビス (2)</li> </ol>	9-3413	25977	2, 2'-ジメチル-2, 2'-ジア	9-3413	
	- メチルプロパンニトリル) を開			ゼンジイルジプロパンニトリル		
	始剤とする, エチル=プロパ・2			を開始剤とする, エチル=アクリ		
	- エノアート・オキシラニルメチ			ラード・オキシラン - 2 - イルメ		
	ル=2‐メチルプロパ‐2‐エ			チル=メタクリラード・2 - ヒド		
	ノアート・2 - ヒドロキシエチル			ロキシエチル=アクリラート・メ		
	=プロパ・2・エノアート・2・			<u>タクリル酸・α - [2 - (メタク</u>		
	ヒドロキシエチル=2-メチル			リロイルオキシ) エチル] -ω-		
	プロパ・2・エノアート・2・			ヒドロキシポリ [オキシ (1 - オ		
	(2 - ヒドロキシエトキシ) エチ			キソヘキサン・1,6・ジイ		
	ル=プロパ・2・エノアート・メ			<u>ル)]・2 - メチリデンコハク酸・</u>		
	チリデンブタンニ酸・ $\alpha$ - $\{2$ -			メチル=メタクリラート共重合		
	<u>[(2 - メチルプロパ - 2 - エノ</u>			<u>物</u>		
	<u>イル) オキシ] エチル} -ω-ヒ</u>					
	ドロキシポリ [オキシ(1-オキ					
	<u> ソヘキサン - 1. 6 - ジイル)]・2</u>					
	- メチルプロパ - 2 - エン・メチ					
	<u>ル=2-メチルプロパ-2-エ</u>					
	ノアート酸共重合物					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

## [4] (お知らせ) 労働安全衛生法に基づいて公表された新規化学物質の名称の誤りについて

<厚生労働省 2021年10月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=Q7iXCodHcsWum-rRY 労働安全衛生法第57条の4の規定に基づき、製造・輸入事業者から届け出られた新規化学物質については、厚生労働大臣告示により官報に名称を公表しておりますが、今般、事業者からの届出修正により過去に公表した物質のうち3物質について名称に誤りがあることが判明しました。

このため、令和3年厚生労働省告示第382号「労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件等の一部を改正する件」(令和3年10月29日)にて、該当する3物質について告示の改正を行い、誤りがあった名称を訂正しました。

改正前の名称と改正後の名称につきましては、下記新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表

令和3年10月改正

	通し番号	整理番号	公示日	名称		
				改正後(新)	改正前(旧)	
1	21277	10-2862	H24. 6. 27	α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ	$\alpha$ - $\xi$ $\beta$ $\beta$ $\alpha$ - $\beta$ $\beta$ $\alpha$ - $\beta$ - $\beta$ $\alpha$ - $\beta$	
				(オキシ { [3-( {2-[ (2-	<u>/エチルアミノ) エチルアミノ] プロピ</u>	
				アミノエチル) アミノ] エチル} ア	<u>ルポリ [オキシ (ジヒドロキシ) シラン</u>	
				ミノ) プロピル] (ヒドロキシ) シ	ジイル/オキシ (ヒドロキシ) (3,3,	
				ランジイル} /オキシ [ヒドロキシ	4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8,	
				(3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6,	8,8-トリデカフルオロオクチル)シ	
				<u>7, 7, 8, 8, 8-トリデカフル</u>	ランジイル] =三ギ酸塩	
				オロオクチル)シランジイル])ギ		
				酸塩		
2	24575	8-(2)-2604	H27. 12. 25	<u>1-[2-(アルカンアミド(C=</u>	1-[2-(アルカンアミド (C=19)	
				18) (又はアルケンアミド (C=	_(又はアルケンアミド (C=19)))	
				18))) エチル] -2- (アルキ	<u>エチル] -2- (アルキル (C=17)</u>	
				$\nu$ (C=17) (又はアルケニル (C	_(又はアルケニル (C=17)))-1	
				=17)))-1-++-4,5	<u>ーメチルー4, 5ージヒドロー1H-</u>	
				<u>ージヒドロー1Hーイミダゾールー</u>	イミダゾールー1ーイウム=メチル=ス	
				1-イウム=メチル=スルファート	ルファート	
3	25977	9-3413	H29. 6. 27	$2, 2'$ $ \overrightarrow{y}$ $\overrightarrow{y}$	<u>2, 2' -ジメチル-2, 2' -ジアゼ</u>	
				-メチルプロパンニトリル)を開始	ンジイルジプロパンニトリルを開始剤と	
				剤とする、エチル=プロパー2-エ	<u>する、エチル=アクリラート・オキシラ</u>	
				<u>ノアート・オキシラニルメチル=2</u>	<u>ンー2ーイルメチル=メタクリラート・</u>	
				<u>ーメチルプロパー2ーエノアート・</u>	2-ヒドロキシエチル=アクリラート・	
				2-ヒドロキシエチル=プロパー2	<u>メタクリル酸・αー[2ー(メタクリロ</u>	
				<u>ーエノアート・2ーヒドロキシエチ</u>	<u>イルオキシ)エチル]-ω-ヒドロキシ</u>	
				ル=2-メチルプロパ-2-エノア	ポリ [オキシ (1-オキソヘキサン-1,	
				<u>ート・2-(2-ヒドロキシエトキ</u>	<u>6-ジイル)]・2-メチリデンコハク</u>	
				シ) エチル=プロパー2ーエノアー	酸・メチル=メタクリラート共重合物	
				ト・メチリデンブタン二酸・α – {2		
				<u>- [(2-メチルプロパー2-エノ</u>		
				<u>イル)オキシ]エチル}-ω-ヒド</u>		
				ロキシポリ [オキシ (1-オキソヘ		
				<u>キサン-1, 6-ジイル)]・2-</u>		
				メチルプロパー2ーエン・メチル=		
				2-メチルプロパー2-エノアート		
				酸共重合物		

今回の改正により、訂正前の名称の物質は、有害性調査や厚生労働大臣への届出がなされていない物質(新規化学物質)となり、製造又は輸入する場合は、労働安全衛生法に基づく届出が必要となります。このため、現在<u>訂</u>正前の名称の物質のいずれかを製造・輸入されている事業者がいらっしゃいましたら、早めに以下の問い合わせ先まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

また、今般名称の訂正を行った物質を含め、過去の届出について、届出事業者から名称や構造式の誤り等の連絡をいただく例があります。新規化学物質の届出に当たっては、必要な分析を実施する等により<u>名称や構造式に誤りがないことを十分に確認した上で</u>届出いただきますよう、ご注意ください。

## 【過去の名称訂正】

○令和2年厚生労働省告示第312号「労働安全衛生法に規定する新規化学物質の名称を公表する件及び労働安全 衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件の一部を改正する件」(令和2年9 月 15 日)

過去に公表した物質のうち誤りがあった2物質について名称を訂正しました。

訂正前の名称と訂正後の名称につきましては、下記新旧対照表をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000847585.pdf

○令和元年厚生労働省告示第67号「労働安全衛生規則に規定する公表化学物質のうち昭和五十二年十二月一日ま でに製造され又は輸入された化学物質の名称等を公示する件等の一部を改正する告示」(令和元年7月29日)

過去に公表した物質のうち誤りがあった38物質について名称を訂正しました。

訂正前の名称と訂正後の名称につきましては、下記新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表 https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000847586.pdf

## [5] *食品安全衛生関係*

◇輸入食品に対する検査命令の実施

<厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21922.html

対象食品等	検査の項目	経緯
ベトナム産レイシ (ライチ) 及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	トリシクラゾール	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ベトナム産レイシ(ライチ)からトリシクラゾールを検出したことから、 検査命令を実施するもの。

トリシクラゾールについて

- 1. 農薬(殺菌剤)
- 2. 許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、 体重1kg 当たり 0.05 mg/日です。
- 3. 現実的ではありませんが、体重 60 kg の人が、トリシクラゾールが 0.02 ppm 残留したレイシ(ライチ)を 毎日 150 kg 摂取し続けたとしても、一生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及 ぼす影響はありません。

◇組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 381 号)

[官報] 令和3年10月29日 本紙 第606号 6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211029/20211029h00606/20211029h006060006f.html

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物 品種又は品目:

リパーゼ:2件、キモシン:1件

◇特定保健用食品の表示許可について

<消費者庁 2021 年 10 月 29 日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/026432/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food\_labeling\_cms206\_211029\_02.pdf

今回許可食品:

トク牛サラシア プレミアム株式会社野家 調理冷凍食品 サラシアエキス末(サラシノールとして)

#### [6] 環境安全関係

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令(経済産業省令第 78 号)

[官報] 令和3年10月29日 号外 第247号 12~15頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211029/20211029g00247/20211029g002470012f.html

## [7] 調查、公募、意見募集等

#### [公募結果、意見募集結果]

◇ <u>令和3年度「二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業」の採択案件の</u> 決定について

<環境省 2021年10月29日> https://www.env.go.jp/press/110142.html

#### \_\_\_\_\_

## [調査結果]

- ◇令和元年度及び令和2年度海洋環境モニタリング調査結果について
- <環境省 2021年10月29日> https://www.env.go.jp/press/110123.html

環境省は、海洋環境モニタリング調査計画(8年程度で日本周辺海域を一巡)に基づき、毎年度海洋環境モニタリング調査を実施しています。本調査は、日本周辺海域の調査地点における底質・海洋生物(生体濃度)の状況、生物群集等について調査することにより、海洋環境の状況を把握することを目的としています。

今般、海洋環境モニタリング調査検討会での検討結果を踏まえ、令和元年度及び令和2年度の調査結果について、以下のとおり取りまとめました。

#### 令和元年度調査

令和元年度は、陸域起源の汚染を対象とした調査として、富山湾から沖合に延びるG測線において、底質調査、 生物群集調査を実施(調査日:令和2年3月4日~同年3月9日)するとともに、親潮域、黒潮域、東シナ海域 及び日本海域の4海域において海洋生物(生体濃度)調査を実施しました。

G測線の底質調査については、全体として過去の調査とおおむね同程度の値又は低い値でした。生物群集調査 については、いずれの測点においても海洋環境が悪化している状況は認められませんでした。

親潮域、黒潮域、東シナ海域及び日本海域の4海域において実施した生体濃度調査については、一部において高い濃度が見られたものの、全体として過去の調査と同程度の値を示しており、特段の汚染の進行は認められませんでした。

#### 令和2年度調査

令和2年度は、陸域起源の汚染を対象とした調査として、大阪湾から沖合に延びるC測線において、底質調査、生物群集調査を実施(調査日:令和2年10月25日~同年10月28日)するとともに、親潮域、黒潮域、東シナ海域及び日本海域の4海域において海洋生物(生体濃度)調査を実施しました。

C測線の底質調査については、PCB等の一部の項目で同測線において前回調査を実施した平成22年度調査結果と比較して高い値が見られましたが、過去の同測線での調査結果の範囲内であり、底質の暫定除去基準値を下回っていました。生物群集調査については、沿岸に近い一部の測点で貧酸素環境の影響と思われる状況が見られましたが、その他の測点においては海洋環境が悪化している状況は認められませんでした。

親潮域、黒潮域、東シナ海域及び日本海域の4海域において実施した生体濃度調査については、全体として過去の調査と同程度の値を示しており、特段の汚染の進行は認められませんでした。

環境省としては、今後も定期的な海洋環境のモニタリングを行うことにより、海洋環境の状況を把握していきます。

## [統計資料]

◇石油統計速報(2021年9月分)

<経済産業省 2021 年 10 月 29 日>

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuso/result.html?pk\_campaign=mm\_statistics

◇鉱工業生産・出荷・在庫指数速報(2021年9月分)

<経済産業省 2021 年 10 月 29 日>

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/result-1.html?pk\_campaign=mm\_statistics

## [8] その他省庁発表

## ◇学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部科学省令大 49 号)

[官報] 令和3年10月29日 本紙 第606号 2頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211029/20211029h00606/20211029h006060002f.html

## ○文部科学省令第49号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十八条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和3年10月29日

文部科学大臣 末松 信介

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

#### 改正後

第百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業 年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設 置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二 十八条第一項、短期大学設置基準第十七条第一項若 しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第一項に 規定する科目等履修生(第百六十三条の二において 「科目等履修生」という。)又は大学設置基準第三十 一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、 短期大学設置基準第十七条第二項若しくは専門職短 期大学設置基準第二十五条第二項に規定する特別の 課程履修生(いずれも大学の学生以外の者に限る。) として一の大学において一定の単位を修得した者に 対し、大学設置基準第三十条第一項、専門職大学設 置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六 条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第 一項の規定により当該大学に入学した後に修得した ものとみなすことのできる当該単位数、その修得に 要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案し て行うものとする。

## 改正前

第百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業 年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設 置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二 十八条第一項、短期大学設置基準第十七条第一項若 しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第一項に 規定する科目等履修生(第百六十三条の二において 「科目等履修生」という。)又は大学設置基準第三十 一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、 短期大学設置基準第十七条第二項若しくは専門職短 期大学設置基準第二十五条第二項に規定する特別の 課程履修生(いずれも大学の学生以外の者に限る。) として一の大学において一定の単位(同法第九十条 の規定により入学資格を有した後、修得したものに 限る。)を修得した者に対し、大学設置基準第三十条 第一項、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短 期大学設置基準第十六条第一項又は専門職短期大学 設置基準第二十三条第一項の規定により当該大学に 入学した後に修得したものとみなすことのできる当 該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要 と認める事項を勘案して行うものとする。

#### 附則

この省令は、公布の日から施行する。

◇個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則(個人情報保護委員会規則第4号)

[官報] 令和3年10月29日 号外 第246号 88~118頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211029/20211029g00246/20211029g002460088f.html

◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)の一部を改正する告示(個人情報保護委員会 告示第 13 号)

[官報] 令和3年10月29日 号外 第246号 121~199頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211029/20211029g00246/20211029g002460121f.html

◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)の一部を改正する告示 (個人情報保護委員会告示第 14 号)

[官報] 令和3年10月29日 号外 第246号 199~219頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211029/20211029g00246/20211029g002460199f.html

◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)の一部を改正する 告示(個人情報保護委員会告示第 15 号)

[官報] 令和3年10月29日 号外 第246号 220~236頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211029/20211029g00246/20211029g002460220f.html

◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)の一部を改正する告示(個人情報保護委員会告示第 16 号)

[官報] 令和3年10月29日 号外 第246号 237~260頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211029/20211029g00246/20211029g002460237f.html

◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(認定個人情報保護団体編)の一部を改正する告示(個人情報保護委員会告示第 17 号)

[官報] 令和3年10月29日 号外 第246号 260~269頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211029/20211029g00246/20211029g002460260f.html

## ◇令和3年度 ウォームビズについて

<環境省 2021年10月29日> https://www.env.go.jp/press/110136.html

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要です。環境省では、衣食住・移動・買物など日常生活における脱炭素行動と暮らしのメリットを「ゼロカーボンアクション30」として取りまとめ、COOL CHOICEの中で紹介しています。

2005年度から提唱している「ウォームビズ」(過度な暖房に頼らず様々な工夫をして冬を快適に過ごすライフスタイル) についても、このアクションの1つとして、今年度も推進していきます。コロナ禍での働き方の多様化の進展、季節外れの寒暖、地域による気候の違い等を踏まえ、今年度からは、「クールビズ」と同様、全国一律の実施期間の設定を行うことはせず、個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方にも資する省エネ・省CO2対策として呼び掛けていきます。

また、一般社団法人日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 も連携し、各会員企業の店舗において、暖かく快適に過ごすためのアイテムやアイデアの提案など、ウォームビ ズの取組を推進していきます。

#### 1. 概 要

環境省では、地球温暖化対策のため、2005年の冬から、過度な暖房に頼らず様々な工夫をして冬を快適に過ご すライフスタイル「ウォームビズ」を提唱してきました。

今年度も、各地域の状況や日々の気温、個人の体調、暑さ寒さの感じ方、室内での温度差等に応じた柔軟な服装の選択ができるような環境を醸成するとともに、暖房時の室温(目安として20℃)の適正管理等を行うことにより、一人ひとりが、個々の事情に応じて、快適で働きやすい服装で業務を行っていただくことなどを呼び掛けていきます。

また、昨年の2050年カーボンニュートラル宣言を受けて設置された「国・地方脱炭素実現会議」において、今年6月に取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」では、衣食住・移動・買物など日常生活における脱炭素行動と暮らしのメリットを「ゼロカーボンアクション30」として整理しており、その1つとしても推進していき

ます。

○ ウォームビズサイト

ウォームビズの具体的な取組については、下記サイトを参照ください。

https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/warmbiz/

(参考)「ゼロカーボンアクション30」について

「地域脱炭素ロードマップ」の別添4として取りまとめた、日常生活における脱炭素への取組、「ゼロカーボンアクション30」を紹介するサイトを立ち上げましたので、多くの方に御覧いただければ幸いです。

https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/

https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/topics/20210826-01.html

2. 各種団体との連携について ―省略―

## ◇11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です

<厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21803.html 下請等中小事業者への「しわ寄せ」を防止し「働き方改革」を推進するため、周知・啓発活動を集中的に行います

厚生労働省は、中小企業庁および公正取引委員会と連携を図り、11月の「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」 に、集中的な周知・啓発の取り組みを行います。

時間外労働の上限規制を始めとする「働き方改革関連法」<sup>\*\*</sup>の施行に伴う大企業の働き方改革の取り組みが、 下請等中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生 じさせている場合があります。

こうした「しわ寄せ」は、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとなることから、厚生労働省では、11月を「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」とし、周知啓発ポスターの掲示、業所管省庁や都道府県、労使団体への協力依頼などを行っています。

厚生労働省では、中小企業が働き方改革を進められるよう、今後もこのキャンペーンをはじめとするさまざまな取り組みを通じて、下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための環境整備に努めていきます。

※働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)

## ◇<u>世界エイズデー</u>に向けた普及啓発イベントを実施します

<厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000183582\_00009.html 世界エイズデーイベント RED RIBBON LIVE 2021 ~ Think Together Again ~

(1) 日時 令和3年12月1日(水)20:00~22:00(予定)

## [9] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

#### [開催案内]

・第11回「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」を開催します(オンライ

ン開催) 11月8日

<厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21772.html

- ・労働基準法施行規則第35条別表第1の2第4号の1の物質等の検討について
- その他
- ·第141回労働政策審議会安全衛生分科会 11月1日

<厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21976.html

議題:建設アスベスト訴訟に係る最高裁判決等を踏まえた対応について

資料:資料1 建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決等を踏まえた対応について

資料2 建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決等を踏まえた対応に関する業界の意見について

・中央環境審議会地球環境部会住宅・建築物の脱炭素化に関する専門委員会(第1回)の開催について

11月4日

<環境省 2021年10月29日> https://www.env.go.jp/press/110139.html

<経済産業省 2021 年 10 月 29 日>

https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211029004/20211029004.html?from=mj

- (1)都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準の見直しについて【国交省】【経産 省】【環境省】
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく誘導基準の見直しについて【国交省】【経産省】
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度における ZEH 水準を上回る等級について 【国交省】
- ・ IPCC シンポジウム/気候講演会 『気候変動を知る~最新報告書が示すこれまでとこれから~』の開催について 10月29日~11月22日
- <環境省 2021年10月29日> https://www.env.go.jp/press/110127.html
- ・<u>日本産業標準調査会標準第一部会第 14 回保安技術専門委員会</u> 11 月 11 日
- <内閣府 2011年11月日>

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43067

- 1. 第13回 保安技術専門委員会(書面審議)の結果について(報告)
- 2. 日本産業規格の廃止案・改正案の審議

\_\_\_\_\_

## [開催記録、報告、資料等]

・第70回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第19回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)議事録 10月15日

<厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_21738.html

・厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会) 10月22日

<厚生労働省 2021年10月29日> https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei\_284075.html

- (1) 新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
- (3) 麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌(23価)、HPV、百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌(13価)、Hib、BCG、日本脳炎、B型肝炎、ロタウイルスのワクチンの安全性について
- (4) その他
- ・商船系大学における海事人材育成に関する懇談会(第3回)議事概要 9月17日

<文部科学省 2021年10月29日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/agacac3W6rhIiGbL

- 1. 商船系大学における海事人材育成について
- 2. 作業部会について
- 3. その他
- 新型コロナワクチンについての審議会・検討会

<厚生労働省 2021年10月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=M8jnevc3ArXe65uhY

[10] *海外の化学物質管理情報* <NITE 化学物質管理関連情報 第 559 号 2021 年 10 月 27 日 から> ○国際

- <u>Series on Testing and Assessment: publications by number</u>
- <経済協力開発機構(OECD) 2021年10月19日>

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm

OECD は、化学物質の試験と評価に関する一連の文書として、工業ナノ材料への職業暴露および消費者暴露を評価するためのツールとモデルの評価に関する次の新たな4文書を掲載した。:

ONO. 345 Evaluation of Tools and Models Used for Assessing Environmental Exposure to Manufactured

Nanomaterials; Functional Assessment and Statistical Analysis of Nano-Specific Environmental Exposure Tools

and Models

ONo. 346 Evaluation of Tools and Models Used for Assessing Environmental Exposure to Manufactured

Nanomaterials; Part I: Compilation of tools/models and analysis for further evaluation

ONO. 347 Evaluation of Tools and Models Used for Assessing Environmental Exposure to Manufactured

Nanomaterials; Part II: Performance testing results of tools/models for occupational exposure (Annex 1)

ONO. 348 Evaluation of Tools and Models Used for Assessing Environmental Exposure to Manufactured

Nanomaterials; Part III: Performance testing results of tools/models for consumer exposure

· Publications in the series on Pollutant Release and Transfer Registers

<経済協力開発機構(OECD) 2021 年 10 月 22 日>

https://www.oecd.org/env/ehs/pollutant-release-transfer-register/publications-series-on-pollutant-release-and-transfer-registers.htm

OECD は、PRTR に関する一連の出版物 No. 25 「PRTR 情報を使用し持続可能な開発目標 12 に向けた進捗状況を評価する」 と題する報告書を公開し、「Tracking the progress made towards reducing industrial pollution to meet the UN SDG target 12.4」と題する OECD の取り組みを説明する動画を掲載した。これは国連の持続可能な開発目標 12.4 を満たすために、化学物質汚染を監視するための有害物質の放出を追跡する手段として、 PRTR データを取り上げたもの。OECD 出版物 No. 25  $\rightarrow$ 

https://www.oecd.org/chemicalsafety/pollutant-release-transfer-register/using-prtr-information-evaluate-progress-towards-sustainable-development-goal-12.pdf

• GHS implementation: Implementation by country Latest update (19 October 2021): United Kingdom

<国連欧州経済委員会(UNECE) 2021 年 10 月 19 日>

https://unece.org/transport/documents/2021/01/ghs-implementation-implementation-country

UNECE は、国別 GHS 実施状況 (2021/10/19 版) を掲載し、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)の GHS 実施状況が更新されていると報じている。国別 GHS 実施状況  $\rightarrow$ 

https://unece.org/sites/default/files/2021-10/GHS%20implementation%20by%20country 2021-10-19.pdf

• Country information (Competent Authorities, Notifications)

<国連欧州経済委員会(UNECE) 2021 年 10 月 21 日>

https://unece.org/transport/dangerous-goods/country-information-competent-authorities-notifications
UNECE は、危険物の国際陸路輸送に関する協定(ADR)の更新されたロシア連邦のその他の当局情報を掲載した。ロシア連邦の情報 → https://unece.org/sites/default/files/2021-10/RussianFed\_2021-10.pdf

## ○欧州

• European Parliament resolution of 26 November 2020 on Commission Implementing Regulation (EU) 2020/1511 of 16 October 2020 amending Implementing Regulation (EU) No 540/2011 as regards the extension of the approval periods of the active substances amidosulfuron, bifenox, chlorotoluron, clofentezine, clomazone, cypermethrin, daminozide, deltamethrin, dicamba, difenoconazole, diflufenican, fenoxaprop-P, fenpropidin, fludioxonil, flufenacet, fosthiazate, indoxacarb, lenacil, MCPA, MCPB, nicosulfuron, paraffin oils, picloram, prosulfocarb, sulphur, triflusulfuron and tritosulfuron (2020/2853 (RSP))

<欧州議会 (European Parliament) 2021年10月20日>

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020IP0325&qid=1634774558331

欧州議会は、施行規則 (EU) No 540/2011 を、活性物質 amidosulfuron、bifenox、chlorotoluron、clofentezine、clomazone、cypermethrin、daminozide、deltamethrin、dicamba、difenoconazole、diflufenican、fenoxaprop-P、fenpropidin、fludioxonil、flufenacet、fosthiazate、indoxacarb、lenacil、MCPA、MCPB、nicosulfuron、paraffinoils、picloram、prosulfocarb、sulphur、triflusulfuron、および tritosulfuronの承認期限を延長し改正する

2020/10/16 付け欧州委員会施行規則(EU) 2020/1511 に関する 2020/11/26 付け欧州議会決議を官報公示した。決議では、施行規則(EU) 2020/1511 は規則(EC) No 1107/2009 で規定される執行権限を越えており、予防原則を尊重していないことなどから、欧州委員会に対し、施行規則(EU) 2020/1511 を廃止し、関係する全ての物質に関する科学的証

拠を考慮した新たな規則草案を提出するように要請するとしている。

• European Parliament resolution of 26 November 2020 on the draft Commission implementing regulation approving carbendazim as an existing active substance for use in biocidal products of product-types 7 and 10 (D069099/01 - 2020/2852 (RSP))

<欧州議会 (European Parliament) 2021年10月20日>

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020IP0326&qid=1634774558331

欧州議会は、製品型7および10の殺生物性製品の既存の活性物質としてカルベンダジムを承認する欧州委員会施行規則(案)に関する2020/11/26付け欧州議会決議を官報公示した。決議では、欧州委員会の施行規則(案)はカルベンダジムの危険な特性、環境運命、および関連文書に記載されているリスク管理措置の欠如、適切な代替案がないことを結論付けるデータの欠如などから、委員会に対し施行規則案を撤回し、新たな草案を提出するように要請すると同時にカルベンダジムを承認しないことを提案している。

• <u>Hazardous chemicals - rules on export and import (update)</u>

<欧州委員会(EC) 2021年10月19日>

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12509-Hazardous-chemicals-rules-on-export-and-import-update-\_en

欧州委員会 (DG Environment) は、有害化学品の国際取引に関する規則 2021 年 10 月 22 日 > (EU) No 649/2012 を改正する欧州委員会委任規則(案)を公開し、2021 年 10 月 22 日 > 2021/11/16 までの意見募集を開始した。この改正は、 (EU) No 649/2012 2021 年 10 月 22 日 > 附属書 I (輸出届出の対象となる化学品) に EU で禁止されている農薬を追加し、2021 年 10 月 22 日 > (EU) No 649/2012 附属書 V (輸出禁止の対象となる化学品および成形品) に 2021 年 10 月 22 日 > いくつかの残留性有機汚染物質と水銀製品を追加するもの。この委任規則は、2021 年 10 月 22 日 > 官報公示の 20 日後に発効し、委任規則の公示から 45 日が経過した最初の月の月初から適用されるものとしている。欧州委員会委任規則(案) →

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI\_COM%3AAres%282021%296410282&qid=1634774558331

• REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL on the exercise of the power to adopt delegated acts conferred on the Commission pursuant to Directive 2011/65/EU on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment

<欧州委員会(EC) 2021年10月20日>

https://eur-lex.europa.eu/legalcontent/EN/TXT/?uri=COM%3A2021%3A641%3AFIN&qid=1634773733648

欧州委員会 (DG Environment) は、電気および電子機器における特定の有害物質の制限に関する指令 2011/65/EU (RoHS 指令) に従い委員会に付与された権限の行使に関して欧州議会および理事会に当てた報告書を公開した。結論として、過去5年間、委員会はRoHS指令に基づき委任された権限を適切に行使してきているとしている。

· Waste shipments: Commission updates Regulation 1418/2007 on export of green-listed waste to non-OECD countries <欧州委員会(EC) 2021 年 10 月 21 日 >

https://ec.europa.eu/environment/news/waste-shipments-commission-updates-regulation-14182007-export-green-listed-waste-non-oecd\_en

欧州委員会 (DG Environment)は、0ECD 非加盟国へのグリーンリスト廃棄物の輸出に関する規則(EC) No 1418/2007 を 更新・修正する委員会規則 (EU) 2021/1840 を採択した。これは、0ECD 非加盟国へのグリーンリストの廃棄物の輸出 に関する廃棄物出荷規則の規定を実施するもの。

COMMISSION REGULATION (EU) 2021/1840 of 20 October 2021 ightarrow

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R1840&qid=1634806226630

• <u>Clean and Circular economy: Commission extends EU Ecolabel to all cosmetics and pet-care</u>

<欧州委員会(EC) 2021年10月22日>

 $https://ec.\ europa.\ eu/environment/news/clean-and-circular-economy-commission-extends-eu-ecolabel-all-cosmetics-and-pet-care-2021-10\_en$ 

欧州委員会 (DG Environment)は、化粧品と動物用ケア製品を対象とした新しい EU エコラベル基準を採択したことを発表した。これは、欧州で販売されているケア製品の約75%は根拠のないものや誤解を招くラベルを表示していたこと

## ACSES =ュースレター\_ 2 2 0 4\_20211101

を改善し、原材料の採取から最終的な廃棄に至るまで、製品のライフサイクル全体を通して環境への影響を考慮すると している。

· Highlights from October BPC meeting

<欧州化学品庁(ECHA) 2021年10月19日>

https://www.echa.europa.eu/-/highlights-from-october-bpc-meeting

ECHA は、殺生物性製品委員会 (BPC) が 10 月の会合で、製品型 18 の殺生物性製品への d-Allethrin の使用を承認しないことを提案し、製品型 6 および 13 の殺生物性製品の活性物質として BIT を承認する意見を採択したと報じている。また BPC は 9 件の欧州連合認可申請に関する肯定的な意見を採択している。

報道発表記事の詳細 →

 $https://www.\ echa.\ europa.\ eu/documents/10162/8680076/bpc\_oct2021\_highlights\_annex\_en.\ pdf/a2bc0b17-7592-caea-b3ef-74a920bc5646?t=1634628862497$ 

• Current Testing Proposals

<欧州化学品庁(ECHA) 2021年10月21日>

https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current

ECHA は、無益な動物試験を回避するため、REACH 登録された 12 物質における 15 件の試験提案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/12/07 まで。

• Webinars

<欧州化学品庁(ECHA) 2021年10月19日> https://www.echa.europa.eu/web/guest/webinars ECHA は、今後開催するWeb セミナーの題名とそのプログラムを掲載した。

- How to search data on substances in the SCIP dissemination portal (開催日:2021/12/02)
- OECD QSAR Toolbox applications for REACH and beyond (開催日:2021/11/30)
- Poison centre notifications: explaining the new changes and functionalities (開催日:2021/11/24)
- Completeness checks of chemical safety reports: practical advice (開催日:2021/11/16)
- IUCLID 6 'October 2021' release (開催日: 2021/11/10)

また、既に開催されたWebセミナーは All Webinars 中に、そのプレゼンテーション資料(動画)が掲載されている。

#### 〇米国

• <u>EPA Administrator Regan Announces Comprehensive National Strategy to Confront PFAS Pollution</u>

<米国環境保護庁(US EPA) 2021年10月18日>

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-administrator-regan-announces-comprehensive-national-strategy-confront-pfas

EPAのリーガン長官は、全国の PFAS 汚染に立ち向かうための包括的な戦略ロードマップを発表した。このロードマップは、研究への投資を増やすこと、 PFAS 化学物質の環境への放出を制限するための権限を活用すること、 PFAS 汚染の浄化を加速することの 3 つの戦略方針が中心となっている。また幅広い利害関係者と協力するため、2021/10/26 と 2021/11/02 にウェブ会議を開催予定。

· Addition of Certain Chemicals; Community Right-to-Know Toxic Chemical Release Reporting

<米国環境保護庁(US EPA) 2021年10月18日>

https://www.federalregister.gov/documents/2021/10/18/2021-22112/addition-of-certain-chemicals-community-right-to-know-toxic-chemical-release-reporting

EPA は、緊急対処計画及び地域住民の知る権利法 (EPCRA) に基づき提出された請願に対応し、EPCRA および汚染防止法 (PPA) に基づく報告要件の対象 (有害物質排出目録 (TRI) の対象) となる有害物質リストに特定の 12 の化学物質を追加する提案規則を官報公示した。この提案規則への意見提出は 2021/12/17 まで。

· EPA Seeks Input on Proposed PFAS National Primary Drinking Water Regulation

<米国環境保護庁(US EPA) 2021年10月19日>

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-input-proposed-pfas-national-primary-drinking-water-regulation EPA は、特定のペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)の全国一次飲料水規則(NPDWR)を策定する EPA の取り

## ACSES =ュースレター\_ 2 2 0 4\_20211101

組みに焦点を当てることになる小規模企業擁護レビューパネル (SBAR) に小規模企業の代表 (SER) として小規模事業者、非営利組織、地方政府に参加するように求めている。この NPDWR は、EPA が発表した PFAS ロードマップ における重要な規則で、この参加要請は利害関係者との関わりに継続して取り組むものと説明している。参加表明は2021/11/02 まで。

• IRIS Perfluorobutanoic Acid (PFBA)

<米国環境保護庁(US EPA) 2021年10月20日>

https://cfpub.epa.gov/ncea/iris\_drafts/recordisplay.cfm?deid=350051

EPA は、ペルフルオロブタン酸 (PFBA) (CAS RN 375-22-4) および関連塩の統合リスク情報システム (IRIS) 毒性学的 レビュー(意見募集と外部レビュー草案) (2021 年 10 月版) をリリースし意見募集期間を 2021/11/08 まで延長した。 また、この評価が PFBA の遊離酸や PFBA の単純な塩も対象としていることを明確化するために、IRIS PFBA 評価の正誤表を発行している。 EPA の官報公示  $\rightarrow$ 

https://www. federal register. gov/documents/2021/10/20/2021-22784/availability-of-the-draft-iris-toxicological-review-of-perfluor obutanoic-acid-pfba-and-related

• EPA Proposes Further Extension of Compliance Date for PIP (3:1)-Containing Articles

<米国環境保護庁(US EPA) 2021年10月21日>

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-proposes-further-extension-compliance-date-pip-31-containing-articles

EPA は、難分解性・生体蓄積性・毒性 (PBT) を有する特定の5物質にTSCA第6条に基づく制限規則を公布、施行しているが、イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP(3:1)) (CAS RN 68937-41-7)を含む特定の成形品、およびそれらの成形品の製作に使用されるPIP(3:1)の加工および商業的流通に適用される規則への遵守日を2024/10/31まで延期する提案規則を発表した。提案規則には今後60日間の意見募集を行うと説明している。

• EPA Releases Updated 2020 TRI Data

<米国環境保護庁(US EPA) 2021年10月21日>

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-updated-2020-tri-data

EPA は、2020年の有害物質排出目録(TRI)の更新されたデータを公開した。このデータは2021年7月にリリースされた予備データに基づいており、全米の21,000以上の施設から報告されたもの。新たに追加された172種のペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)に関連するデータには、39の個別施設から提出された43の個別のPFASに関する合計91件のTRI報告が含まれている。

· Alternate PCB Extraction Methods and Amendments to PCB Cleanup and Disposal Regulations

<米国環境保護庁(US EPA) 2021年10月22日>

 $https://www.\ federal register.\ gov/documents/2021/10/22/2021-19305/alternate-pcb-extraction-methods-and-amendments-to-pcb-cleanup-and-disposal-regulations$ 

EPA は、TSCA に基づき、ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物特性評価および浄化の検証に使用される抽出方法および決定方法の利用可能な選択肢を拡大することを官報公示した。意見募集は2021/12/21まで。

• <u>Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; TSCA Mercury Inventory Reporting (Renewal)</u>

<米国環境保護庁(US EPA) 2021年10月22日>

https://www.federalregister.gov/documents/2021/10/22/2021-23020/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-tsca-mercury

EPA は、TSCA 水銀インベントリ報告と題する情報収集要求 (ICR) (EPA ICR No. 2567.04)を審査と承認のために行政 管理予算局 (OMB) に提出したことを官報公示した。これは 2021/10/31 まで承認されている現行の ICR の更新案で、この提出により 30 日間の追加の意見募集が行われる。意見提出は 2021/11/22 まで。

• <u>Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; User Fees for the Administration of the Toxic Substances Control Act (Renewal)</u>

<米国環境保護庁(US EPA) 2021年10月22日>

https://www.federalregister.gov/documents/2021/10/22/2021-23025/information-collection-request-submitted-

to-omb-for-review-and-approval-comment-request-user-fees

EPA は、TSCA の管理のためのユーザー料金と題する情報収集要求 (ICR) (EPA ICR No. 2569.04) を審査と承認のため 行政管理予算局 (OMB) に提出したことを官報公示した。これは2021/10/31まで承認されている現行のICRの更新案で、この提出により30日間の追加の意見募集が行われる。意見提出は2021/11/22まで。

· Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for September 2021

<米国環境保護庁(US EPA) 2021年10月22日>

https://www.federalregister.gov/documents/2021/10/22/2021-23085/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-september-2021

EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2021/09/01~2021/09/30 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。意見提出は 2021/11/22 まで。

#### ○オーストラリア

・<u>Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 21 October 2021</u> <オーストラリア 2021年10月21日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-certificate-21-october-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(IC Act 2019) 第82条に従い、審査証明書の発行後5年間が経過し工業化学品インベントリに追加された5件の化学品を公開した。

・Call for information (October 2021): chemicals with no known commercial use in Australia <オーストラリア 2021年10月22日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/call-information-october-2021-chemicals-no-known-commercial-use-australia

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、オーストラリア工業化学品インベントリで、オーストラリアで商業目的で製造、輸入、または使用されていないと思われる化学物質を特定しているが、草案に記載されているこれらの化学物質の製造、輸入、または使用についての情報提供を求めている。情報提供は2021/12/17まで。商業的に非アクティブな工業化学品リスト(草案) →

https://www. industrial chemicals. gov. au/sites/default/files/2021-10/EVA00063%20-%20Draft%20evaluation%20st at the ment \$%20-%2018%200 ctober \$%202021%20%5B703%20 KB%5D. pdf

• Call for information (October 2021): low concern chemicals that may not need further environmental risk management controls

<オーストラリア 2021年10月22日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/call-information-october-2021-low-concern-chemicals-may-not-need-further-environmental-risk-management-controls

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、懸念が少なく、環境へのリスクを管理するためにさらなる規制措置を必要としないと考えられる化学物質の使用と有害性に関する情報提供を求めている。情報提供は2021/12/17まで。環境へのリスクを管理するためにさらなる規制措置を必要としないと考えられる化学物質の評価文書(草案) →

https://www.industrialchemicals.gov.au/sites/default/files/2021-10/EVA00063%20-%20Draft%20evaluation%20statement%20-%2018%200ctober%202021%20%5B703%20KB%5D.pdf

• <u>Call for information (October 2021)</u>: low concern chemicals that may not need further health risk management controls

<オーストラリア 2021年10月22日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/call-information-october-2021-low-concern-chemicals-may-not-need-further-health-risk-management-controls

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、懸念が少なく、人健康へのリスクを管理するためにさらなる規制措置を必要としないと思われる特定の化学物質の使用と有害性に関する情報を求めている。情報提供は2021/12/17まで。

## ACSES ニュースレター\_ 2 2 0 4\_20211101

人健康へのリスクを管理するためにさらなる規制措置を必要としないと思われる化学物質の評価文書(草案)→ https://www.industrialchemicals.gov.au/sites/default/files/2021-10/EVA00064%20-%20Draft%20evaluation%20st atement%20-%2018%200ctober%202021%20%5B517%20KB%5D.pdf

• Draft evaluations open for comments - 22 October 2021

<オーストラリア 2021年10月22日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/draft-evaluations-open-comments-22-october-2021 オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(IC Act 2019)第75条に基づく評価文書(草案)を公開し、意見募集を開始した。 評価の対象となる化学物質は、ローリングアクションプランに記載されているもので、意見提出は2021/12/17まで。評価文書(草案)への意見募集 →

https://www.industrialchemicals.gov.au/consultations/draft-evaluations-have-your-say-closes-17-december-2021

• Evaluations notice for pentaBDE - 22 October 2021

<オーストラリア 2021年10月22日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/evaluations-notice-pentabde-22-october-2021 オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、ペンタブロモジフェニルエーテル (PentaBDE) (CAS RN 32534-81-9) のオーストラリア工業化学品インベントリでの使用に関連する人健康と環境へのリスク評価が完了したことを発表し、その評価文書を掲載した。

Evaluation statement  $\rightarrow$ 

https://www. industrialchemicals. gov. au/sites/default/files/2021-10/EVA00019%20-%20Evaluation%20statement%20-%2018%200ctober%202021%20%5B440%20KB%5D. pdf

\_\_\_\_\_

#### 〇フィリピン

・<u>Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/PHL/272</u> <フィリピン共和国 2021年10月12日>

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/174821?FromAllNotifications=True フィリピン貿易産業省 規格局 (DTI-BPS) は、水銀添加製品の必須の製品認証に関する 2021 年の一連の新技術規則(草案)をWTO/TBT 通報した。この技術規則は、フィリピンで輸入、製造、流通、または販売される水銀添加製品が、この技術規則で規定される特定の安全要件を確実に満たすことを目的としている。この通報への意見提出は 2021/12/07 まで。WTO/TBT 通報文書 → https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/PHL/21 6526 00 e.pdf

#### [付録]

## ◇中古家電やガス器具、事故多発 背景にフリマアプリ普及か

<共同通信 2021 年 10 月 28 日> https://nordot.app/826376719751200768?c=39546741839462401

製品評価技術基盤機構 (NITE) は 28 日、家電やガス器具などの中古品による事故が、2016 年から 20 年までの 5 年間で 321 件起き、うち 11 人が死亡したと明らかにした。フリーマーケットアプリなどの普及でインターネットを通じた売買が増える中、製品の不備や正しい使用方法を把握せずに使用するケースがあるとして、注意を呼び掛けている。

NITE によると 8 割は火災事故で、製品別ではパソコンの事故が 31 件で最多。リコール対象製品の使用による事故も 33 件あった。中には資格を持たない使用者がガス瞬間湯沸かし器の接続工事をし、漏れたガスから引火して火災が発生した例もあった。

## ◇中古品の見えない危険に注意

## ~製品の情報をしっかり確認~

<製品評価技術基盤機構 2021 年 10 月 28 日>

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs21102801.html

製品の再利用(中古品※1)は、限られた資源の有効活用とともに廃棄物の発生抑制につながり、環境への負荷

の少ない持続可能な社会の形成に貢献します。近年は、インターネットオークションやフリーマーケットサイト(フリマサイト)、また、それらのサービスを利用できるスマートフォン用アプリの普及により、個人間の物品の売買が活発に行われています。一方で、入手した中古品がリコール対象製品と気付かずに使用したり、使用方法や設置方法を知らずに使用したりすることで事故が発生しており、注意が必要です。2016 年から 2020 年までの 5年間に NITE(ナイト)に通知のあった製品事故情報 $^{32}$ のうち、中古品の事故は合計 321 件発生しています。そのうち死亡事故は 10 件(11 人)、重傷事故は 14 件(14 人)です。

中古品を入手する際には、リコール対象製品でないことの確認や、製品の修理・改造、不具合の有無、製造年などの情報を確認してください。また、中古品を提供する側も、修理・改造した製品やリコール対象製品などは提供しないこと、製品を安全に使用するために必要な情報を伝えることなどが重要です。入手する側、提供する側のそれぞれで気を付けるべきポイントを確認し、事故を未然に防ぎましょう。

#### ■事故事例

- ○譲渡された電気ストーブの電源コードが途中で切断され、別のコードを接続する改造が行われていたため、接続部が異常発熱し、出火した。
- ○譲渡されたコーヒーメーカーがリコール対象製品であり、内部配線接続部の不具合により、接触不良が生じて 異常発熱し、出火した。
- ○インターネットオークションで入手した電気掃除機を充電中、取付けられていた非純正バッテリーが内部ショートを起こして焼損した。
- ○譲渡されたガス瞬間湯沸器のガス接続工事を資格を有していない使用者が行った際に、ガス漏れ防止用のパッキンを使用しなかったため、接続部から漏れたガスに引火して焼損した。
- 〇中古住宅に設置されていた換気扇を使用中、長期使用(16年)により、電子部品の絶縁部分が劣化し、漏電により発火した。
- ○譲渡された乳幼児用いすの腰ベルトが正しく取り付けられていないことに気づかず、そのまま使用していたことにより、腰ベルトで幼児の頸部が圧迫され死亡した。

#### ■中古品の気を付けるポイント

- ○消費者自らが修理・改造した製品は提供しない/入手しない。
- ○製品がリコール対象製品でないことを確認する。
- ○非純正バッテリーの取り付けの有無を提供先に伝える/提供元に確認する。
- ○ガス器具の取り付けや、エアコン取り付けに伴う電気工事は、有資格者、専門の事業者に依頼する。
- ○破損や変形、異常動作などの不具合のある製品は使用しない。
- ○入手した際には必ず取扱説明書で使用方法や付属品が正しく取り付けられているか、汚れがたまっていないか、 消耗品の交換が必要かどうか確認する。
- (※1) 本資料では、中古品販売店で購入したもの、インターネットオークション及びインターネット通販で購入した中古品、譲渡された物、中古住宅などに既設で設置されていたものなどを「中古品」と呼ぶ。
- (※2) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含みます。

#### ◇きちんと登録、しっかり点検

#### ~長期使用製品安全点検制度~

<製品評価技術基盤機構 2021 年 10 月 28 日>

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs21102802.html

製品は長く使い続けることによって部品などが劣化し、事故が発生するおそれが高まるため、長期間にわたって使用した製品(長期使用製品)は点検が必要となります。特に所有者による点検が困難で、経年劣化により重大な事故が発生するおそれが高い製品は、「長期使用製品安全点検制度」における「特定保守製品<sup>※1</sup>」に指定されています。新たに特定保守製品を購入した方は、所有者情報を製造・輸入事業者に登録すること及び点検を受けることの責務があります。制度開始当時は9品目であった特定保守製品のうち、7品目が今年8月に指定から外れました<sup>※1</sup>。一方で、指定継続となった「石油給湯機」と「石油ふろがま」の2品目は、特に事故が発生するお

## ACSES =ュースレター\_ 2 2 0 4\_20211101

それが高く、注意が必要です。事故を防ぐため、きちんと登録を行い、点検の時期を迎えたらしっかりと点検を受けるようにしましょう。また、不具合が判明した際には、放置せず、修理などの対応をとることも重要です。 NITE (ナイト) に通知があった事故のうち、経年劣化が要因となった特定保守製品の事故<sup>※2</sup>は、2016年から2020年までの5年間に43件<sup>※3</sup>発生し、いずれも火災に類する事故となっています。

制度開始以前(2009年3月以前)に製造・輸入された石油給湯機、石油ふろがまについても、同様に事故が発生するおそれが高いため、点検を受けることが強く望まれます。

#### ■事故を防ぐポイント

- ○特定保守製品を購入する際は、購入時に所有者情報の登録を行いましょう。登録は、添付された所有者票の送付のほか、インターネットなどから行います。既に製品をお持ちで、未登録の方は今からでも登録を行ってください。
- ○所有者情報を登録した方には点検の案内が届きます。案内に沿って点検を受けてください。
- ○少しでも不具合に気付いたら放置せず、整備・修理、使用中止の対応をとってください。
- (※1) 令和3年8月1日に消費生活用製品安全法施行令が改正され、特定保守製品に指定されていた7製品(屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用/LPガス用)、屋内式ガスふろがま(都市ガス用/LPガス用)、ビルトイン式食器洗機、密閉燃焼式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機)が指定から外れました。
- (※2) 長期使用製品安全点検制度の施行以前に製造・輸入された特定保守製品に該当する製品の事故も含む。
- (※3)消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重 大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含みます。